

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に係る当事者間の日星二国間共同調停」に関する調査報告書

平成30年3月29日

弁護士 今里恵子

[目次]

- はじめに・・・1
- 1 シンガポールにおけるADR機関，メディエーション機関，裁判所，中央当局の概要・・・2
- 2 シンガポールにおける裁判外紛争解決制度の概要・・・4
- 3 二国間共同調停の制度を整備する上で必要な組織体制，設備体制，費用体系，公的扶助，調停実績その他の状況・・・8
- 4 シンガポールにおけるハーグ事案の概要・・・10
- 5 シンガポールにおける今後の日本に対する働きかけについての関係諸機関の戦略・見通し・・・12
- 6 我が国が今後あり得べきシンガポールとの二国間共同調停についての分析・・・13
- おわりに・・・17

参考資料 Mediation/Co-Mediation of Cross-Border child disputes

はじめに

当職は、平成30年1月にシンガポール共和国を訪問し、ファミリー・ジャスティス・コート (Family Justice Court, 以下「FJC」という。), シンガポール調停センター (Singapore Mediation Center, 以下「SMC」という。), シンガポール国際調停センター (Singapore International Mediation Center, 以下「SIMC」という。), 社会家族開発庁 (Ministry of Social and Family Development, ハーグ子奪取条約上の中央当局以下「MSF」という。), 法務省 (Department of Law) を訪問し、シンガポールにおけるADRの状況を聴取し、FJCにおいては、裁判官

と心理職による共同調停を傍聴した。さらに、シンガポール国弁護士複数名と面談し、シンガポールにおけるハーグ条約上の実務に関して弁護士側からの聞き取りを行い、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（「ハーグ条約）」に係る当事者間の日星二国間共同調停に関する調査業務を行った。本稿は、その調査によりえられたハーグ条約「調停」¹に関する知見を報告するものである。ここでいう「調停」は、日本の家庭裁判所によるハーグ条約事案の調停（コンシリエーション）のような、調停に参加する裁判官が裁判も行う意味での調停ではなく、メディエーションを意味する。

なお、シンガポールは、国際商事仲裁、国際商事調停を積極的に推進し、国家政策として、同国をアジア、世界における紛争の解決地としようとしているが、本稿は、家事（国際家事事件を含む）調停を中心に言及するものであり、特に必要がある場合をのぞいて商事調停については立ち入らないものとする。

1. シンガポールにおける ADR 機関、メディエーション機関、裁判所、中央当局の概要

シンガポールにおいて、日星国間二国間調停の ADR に関係しうる機関は、裁判所である FJC、民間調停機関である SMC、SIMC の 3 機関である。

（ファミリー・ジャスティス・コート、FJC）

FJC が 2014 年 10 月 1 日に開設され、シンガポールにおける家事紛争解決制度は、大きな変貌を遂げた。

FJC は、既存の家事関係の諸裁判所（高等裁判所・家事部（ハイコート・ファミリー・ディヴィジョン）、家庭裁判所、少年裁判所）を統合し、家事紛争解決

¹ HCCH（ハーグ国際私法会議）の作成したグッドプラクティスガイドにおける定義によれば、「メディエーション」は「コンシリエーション」とは区別されるべきものであり、日本の家庭裁判所調停制度は、コンシリエーション（調停を担当する裁判官が裁判も行う制度、従って、調停に出された事実が裁判において使用されることになるという意味において、当事者に守秘義務はない。本報告において、「守秘義務」というときは、特に断らない限り、この意味で用いることとする。）に該当する。上記ガイドでは、「メディエーション」は、裁判を行う裁判官が関与するものではないとされている。しかし、上記ガイドは、条約締結国において、広く、合意にもとづく紛争解決をすすめる必要があるという見地から、ガイドの対象として、コンシリエーションを排除しないとする一方、アービトレーション（仲裁）は除外している。

制度を一元化し、コモン・ロー上の伝統的な二当事者対立構造から、メディエーション、カウンセリングを積極的に利用することによって、隣接諸科学の成果を統合し、当事者協調的な手法を用いて、訴訟による紛争の長期化、高額化を避けるとともに、特に子どもの最善の利益を優先して、家族に関する紛争を解決することを目指している。シンガポールにおいては、サンダレッシュ・メノン最高裁長官（2012年11月6日就任、第4代）の強力なリーダーシップによって、非常に短期間の間に、家事手続の大改革が実現したと言える。

（シンガポール調停センター，SMC）

SMCは、1997年に設立され、シンガポールにおいて紛争解決に調停を利用する場合の中心的機関であるとともに、調停人向けの教育・研修を実施している。シンガポール最高裁判所の建物の中に所在している。2016年10月から、FJCから付託されて家事調停も行うようになった。今のところ、子のいない夫婦の事案で300万ドル以上の資産が関連する事案¹に限って委託されている。スタッフは13名、600人を超える調停人が登録している。

（シンガポール国際調停センター，SIMC）

SIMCは、国際的調停を取り扱う機関であり、2014年11月5日に本格的に業務を開始した。世界で最もよく利用される国際仲裁機関の5指にはいるシンガポール仲裁センター（Singapore International Arbitration Center, 「SIAC」という。）と密接な関係を有しており、マックスウェル・チェンバーズ（2010年に政府の支援により設立された最新鋭の施設・設備を有するアジア最大の総合紛争解決施設）というADR諸機関を集めた建物の中にある。調停人は、約70名が登録している。商事調停を行う機関であるが、調査当時、シンガポールにおいて唯一、国境を超える子の奪取事件の調停を行った経験がある模様であるので、本機関の調停の実態についても言及することとする。

¹ 2, Practice Directions, Amendment No.3 of 2016,FJC

(社会家族開発庁, MSF)

MSF は、ハーグ条約上の中央当局の役割を果たしている。

スタッフは2名である。ハーグ条約は、子の福祉に関わる条約であることから、社会福祉を所管する MSF が中央当局の役割を担うことになったとのことである。業務の中心は、ハーグ案件を適切な部署、カウンセラー、セラピスト、裁判所に割り振りすることであり、MSF として案件を長くかかえることはしていないということである。

2. シンガポールにおける裁判外紛争解決制度の概要

裁判所、中央当局、弁護士によれば、ハーグ条約事件について、正式な統計に上がっている限りでは ADR 成功例は存在しないとのことであった。

SIMC は、当職に対して、「ハーグ条約事件と言えるクロスボーダー案件で成功した案件が1件ある」と述べた。¹

クロスボーダー事件以外の通常の離婚等の家族間紛争について、裁判外紛争解決制度 (ADR) (裁判以外という意味で、裁判所における「裁判外 ADR」も含む。) は、具体的に、次のような形で活用されている。

(裁判前)

裁判前には、SMC において、家事専門職協働 (Collaborative Family Practice, 「CFP」, 後述), 調停 (メディエーション) の利用が可能である。

(裁判中)

裁判中は、FJC 発足後、調停、カウンセリングを積極的に命ずるようになっており、未成年の子がいる場合の調停・カウンセリングは、義務的なものになっている。

¹ 「弁護士が中央当局である MSF に必ずしも事案を報告しないため、MSF は正確な統計を取っているとは思われず、全貌を正確に把握することができていない」と弁護士が語っていた。裁判所の統計には、リロケーション案件も含まれるが、「国境を超えた人の移動が頻繁に起こるシンガポールの場合、ハーグ条約事件とともにリロケーションのケースも併合して提起されていることから、ハーグ条約事件単体の正確な把握がされていない」というのが、家事事件専門の上記弁護士の意見であった。

また、面会交流など親子間の問題については、パレンティング・コーディネーション (Parenting Coordination) が取り入れられている。¹

子の声を ADR に反映させるために、子の代理人認定制度²を設けており、また子を取りこんだ調停 (Child Inclusive Mediation) により、調停内で子と親のセラピーを実施するなどすることによって、合意成立率が上がったということである。³

FJC は、SMC とシンガポール国際調停協会「SIMI」(Singapore International Mediation Institute) と共同で、家事事件の調停人について認証プログラム (Singapore Family Mediation Training and Certificate Framework) を設け⁴ 2015 年には最初の 24 人 (主として、FJC の地方裁判所裁判官、シニアな弁護士) が認定され、2 年目には、52 名、2016 年には、72 名のスペシャリスト・ファミリー・メディエーターが認定されている。

そのような研修による調停人養成の結果、2016 年 10 月 1 日から、SMC は、一部の家事調停を FJC から委託されて実施している。⁵

(FJC の調停)

裁判所調停は、調停部門の裁判官調停人、心理職によって、単独もしくは協働調停が行われる。

当事者には、守秘義務が課されており、調停で扱われた情報について守秘義務があり、裁判になった場合にその情報を用いてはならない。また、調停人である裁判官は、裁判部門と関係がなく独立しているため、裁判部門の裁判官が調停における心証を裁判において利用するということは起こらない。

¹ フロリダ在住の心理職のデボラ・カーター博士が推進しているプログラム。

² 2016 年当時で、認定を受けた子の代理人は 26 人。

³ FJC 2015 年次報告書 35 p, 子の代理人は、弁護士によれば、オーストラリアの制度に倣ったものであるといい、裁判所が制定した詳細なガイドラインに従って代理人業務を行うようになっているということである。

⁴ FJC 2015 年次報告書 35 p

⁵ 2016 年年次報告書 27 頁

(SIMC のメディエーション) SIMC のアロイスウス・ゴー氏によれば、
「SIMC が扱う事案は、商事事件のメディエーションが中心であるが、最近、国際的な子の連れ去りが関わった事案を成立させた。自分は、ボストンで子奪取事件の調停研修を受けたことがあるが、ハーグ条約事件は、SIMC が通常手がけている商事事件よりも、当事者の感情的問題が絡むので、格段に高葛藤で合意が難しい。

SIMC のメディエーターは招待制であり、多くの件数をこなし、成功率85%以上であることを招待の要件にしている。国際標準は70%くらいであるが、シンガポールを国際調停のハブにする以上、より質の高いメディエーションを提供する必要があるので、基準を高くしている。メディエーションのスタイルは、当事者主体のファシリテータータイプな手続きである。

共同調停をやる場合、共同調停人が、お互いに、メディエーション、コンシリエーションの違い、トランスフォーマティブ、ファシリテータータイプ、エヴァリュエータータイプ、ダイレクティブなど、どの手法をとっているのかよく認識する必要がある。

SIMC には、各国からのメディエーターが70人ほど登録している。グローバル社会で魅力のあるメディエーション・センターにするためには、メディエーターの出身地が多様である方がよい。

メディエーションで合意が成立したら、同じ建物内にある SIAC の仲裁に付託して、仲裁合意を成立させ、ニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）により執行力を持たせることができる。この場合も、仲裁は別機関が行うことにして、調停者と仲裁者を峻別し、仲裁という二当事者対立構造における法的正義を担保するようにしている。

調停申立手数料は、2,000シンガポールドル、管理手数料は、当事者毎に、50万ドルまで3250ドル、50万ドルを超え200万ドルまで4250ドルなどである。調停人の費用は、調停人によって課されるレートに従う。

SIMC の入っているマックスウェル・チェンバーズの建物には、ビデオ、様々な設備、別室調停用の部屋もある。事案の80%は1日で調停が終了し、プレメディエーションともう一日という案件もあり、15%が2日で終了する。

どこの国民にも同じメディエーションの方法が妥当するわけではない。中東

で、離婚問題に軽々にファシリテティブなメディエーションを使うことはできない。女性の権利があまりにも守られていないので、男女が対等なスタイルのメディエーションを実施すると女性は犠牲者になってしまう。ダイレクティブなメディエーションが必要である。

シンガポールがここまで来るのに15年かかった。裁判所でメディエーションを義務付けたことで、訴訟数が減った。導入当初、弁護士の仕事が減るといっておそれから反対者もいたが、ルールを作って、弁護士が率先してメディエーションをやるようになった。訴訟の後にメディエーションをやるより上手く合意ができる。シンガポールに比較したら、アメリカの訴訟は異常に遅い。調停をやるメディエーションの大きなメリットは、短時間の合意成立にある。」

(SMC の調停, ADR)

商事調停を中心にしており、2016年10月から子のいない夫婦の3万シンガポールドル以上の資産が関係する離婚事件を裁判所の付託により扱うようになった。

調停人として登録するためには、最低40時間の研修が必要である。事件数に比べて600人の登録は過剰であり、今後、調停人を極力増やさない予定である。

家事調停（裁判前の調停、裁判所の付託する調停）の費用は、一日当たり、一当事者3000シンガポールドルである。SMCの調停は、通常1日で終了し、例外的な場合でも2日間である。

家事調停には、弁護士がつくことが多く、調停までに相当の準備をして臨み、1日で終了させることが多いとのことである。したがって、当事者には、当該弁護士の費用の負担も発生することが一般的である。

(CFP)

SMCは、家事専門職協働（コラボラティブ・ファミリー・プラクティス（以下「CFP」という。）にもとづくADRを実施している。

CFPの手続きは、裁判前に行う。SMCに申し込みがあった場合、家事全般についてCFPの認定を受けた弁護士を代理人として当事者双方が選任することによ

って、CFPの実務にしたがって当事者の関係を可能な限り良好に保ったまま話し合いを進行させ、当事者の心理的負担を軽減するとともに、自主的な合意をめざす。弁護士は、SMCの用意する弁護士で、CFPとして認定を受けているため、ある程度質を保つことができ、費用について明確な基準があるため、法外な弁護士費用を請求される心配もないという利点がある。当事者は、CFPの資格のある弁護士とともに期日の準備をしたうえで、CFP弁護士立会いのもとに相手方と相手方CFP弁護士との協議を行う。紛争の一元的解決を図るため、全ての事項（離婚、監護権、養育費、財産分与等）を裁判で審理するより時間を短縮することができる。

数回の協議を経て、全ての付随事項について合意が整えば、裁判所において拘束力のあるオーダーにする。事案によるが平均して2時間の協議を4回くらい行う。

費用は、1時間あたり428シンガポールドル、平均して3000から5000ドルかかる。手続開始時に、2500ドルのデポジットを支払う。CFPの手続では、両当事者についてのCFP弁護士は、その後の訴訟を担当しないことを全当事者間で約束したうえで手続を行う。したがって、当事者には、CFPの枠組み内で合意を形成するための動機になる。裁判をしないという決意をして、心を開いて自由な発言をしたうえで、当事者に合意形成の方向を向かせる工夫と言える。

3. 二国間共同調停の制度を整備する上で必要な組織体制、設備体制、費用体系、公的扶助、調停実績その他の状況

FJCの裁判官は、既に、二国間のクロスボーダー共同調停に一般的に適用される構想を考えておられ、そのお話を伺ったので、ここでは、参考までに、その構想について述べる（参考資料、FJC裁判官作成の資料）。なお、現実的にシンガポールとの間で二国間共同調停を行うとすれば民間団体であるSMCが相手方になると思われる。

FJC 裁判官の提案するクロスボーダー共同調停の構想

(対象となる紛争)

- ハーグ条約事案
- 非加盟国との子奪取事案
- リロケーション事案(日本の場合は、シンガポールから日本へリロケートする場合のみ。)
- 外国裁判管轄における監護権の取得の事件
- 外国にいる子との面会交流事件

(準備としてやっておくと有効なこと)

- 1 双方にコンタクト・ポイント(例えば FJC/日本国中央当局その他)を置く
- 2 双方の裁判官が交流する(筆者注:ADR 合意に執行力を付す仕組みなどについて)
- 3 共通の基盤を用いた情報と専門知識を共有する
- 4 調停を実施する者の相互取り決めを行う

(調停実施の流れ)

- 1 調停を希望する者は、その管轄地に置かれたコンタクト・ポイントに接触する。
- 2 コンタクト・ポイントが調停機関(筆者注:例えば SMC/日本の ADR 機関)に連絡をする。
- 3 コンタクト・ポイントは、1週間以内に、共同調停先国のコンタクト・ポイントとの間で共同調停を手配する。
- 4 共同調停を行う。
調停合意書を作成する。
コンセントオーダー、ミラーオーダー(筆者注:日本においては家庭裁判所調停調書)を作成する。

(調停の進行)

タイムライン1 ハーグ条約事案のように緊急性がある場合 調停に付されてから 2-3 週間

タイムライン2 その他の案件 調停に付されてから6-8週間

(FJC の関与)

- * 一方の親がシンガポールにいない場合は、FJC は、SMC 等が他の管轄地の調停

機関と調停を行うよう指示する。

*FJC は、一定の場合に自ら調停を行う裁量を有する。例えば、事件の緊急性に鑑み FJC が調停をすることが適切な場合、当事者が、民間調停機関の費用負担が出来ない場合、政治的・文化的・宗教的に微妙な問題がある場合

なお、シンガポール側は、クロスボーダー共同調停について、公的扶助は全く考えていない。

シンガポールとの間で、二国間調停制度を構築するのであれば、この FJC 裁判官の構想が基本になっていくと思われる。

しかし、日本にとっては、以下の問題がある。

①日本の中央当局がコンタクト・ポイントとして関与することができるのはハーグ実施法にもとづく ADR に限られるため国際家事全般を取り込めるかが問題となる

②シンガポール側は、SMC 資格者の中でも 10 人程度実力のある調停人が存在するようである。日本では、基礎研修の制度もなく、ADR について日本人同士ですら共通の基盤がないので、FJC 裁判官の言うシンガポール側との共通基盤を有する現状にはなく、同じ程度の人数の人材が確保できるか疑問である。

4. シンガポールにおけるハーグ事案の概要

2010年に国際子ども奪取法（International Child Abduction Act）が制定された後の事件数（調査当時）は次のとおりである。

インカミング事案は、合計 23 件、 裁判 6 件、 任意の解決 4 件、 取り下げ 6 件、 係属中・未解決 7 件である。

アウトゴーイング事案は、合計 30 件、 裁判 9 件、 任意の解決 5 件、 取り下げ 8 件、 係属中・未解決 8 件である。

ただし、いずれの数字も、ハーグ条約非締結国との間の子奪取事件を含んでいる。その他、シンガポールからのリロケーションの事件が、裁判 11 件、任意の解決 6 件、取り下げ 6 件である。

日本は、子奪取に関係する相手国の中で、事件数において上位 3 位に入っ

いる。

シンガポールにおけるインカミングケースで、返還請求事件となり、裁判例が公開されているのは今のところ下記2件のみである。

BDU v BDT [2014] SGCA 12

ドイツに居住していたドイツ人父とシンガポール人母が子（1歳）とともにシンガポールに旅行し、父のみ予定通りにドイツに帰国し、第二子を妊娠中の母は、そのままシンガポールに留まり7カ月後に第二子が生まれた。父は、ドイツの裁判所で単独親権と長子の返還命令を得たうえで、シンガポールの裁判所においてハーグ子奪取条約に基づく返還請求を提起した。一審、控訴審とも子の返還が命じられた。控訴審では、母は、父の精神的暴力、母のドイツ社会への不適応、父の家族、特に父の母親との困難な関係性及び子と帰国した場合の母の自殺のおそれから、母は治療（特に精神疾患）のためにドイツに帰国できないので、長子のドイツへの返還は、長子と、母及び第二子との分離をもたらす、長子を耐えがたい状況におくことになる重大な危険があると主張した。しかし、裁判所は、返還を認めると同時に、父が、母子の渡航費用、ドイツにおける住居、婚姻費用、母の弁護士費用と医療費を支払うこと、その旨の裁判所命令を母子の帰国前にドイツにおいて得ること、母は即時にシンガポールで治療（精神的なものも含む）を開始し、ドイツにおいても治療を継続することを内容とするアンダーテイキングを父と母双方に命じた。¹

TUC v TUD [2017] SGHCF12

インド系アメリカ人の父、インド系アメリカ人の母は、サンフランシスコに居住していたが、夫婦仲が険悪になっていたところ、ハイテク技術者の母がシンガポールに職を求めて一時的に転居したいと申し出たため、2人の子（留置開始当時4歳、1歳）とともにシンガポールに2年間転居（リロケーション）することに同意した。その期間が満了する前に、母が、離婚の訴をアメリカで提

¹ シンガポール弁護士からは、結局アンダーテイキングを実行することができなかったため、シンガポール人母は、長子をドイツに返還していないと聞いた。真偽の確認はできていない。

起した。一番は、留置について父の同意があったとして返還を拒否した。控訴審は、幼い子どもの転居の場合それをもって常居所が移転したかは、比較的短期間の転居の場合、子の常居所を移転することについて、父母の双方が合意していることが重要であり、母がシンガポールに常居所を移動する意思であったとしても父にはその意思がないので常居所の変更はないとして、アメリカ合衆国を常居所としたうえで、父が転居に同意したのは婚姻関係を修復するためであり、母と離婚することになる場合にまで子がシンガポールに留まることに同意をしたものではないとして、子らのアメリカ合衆国への返還を命じた。

(強制執行について)

FJC によればハーグ条約事件で強制執行に至った事例はないということである。執行については、法廷侮辱罪が存在することもあり、TP が裁判所の勧告を無視して返還を拒否することは、現実的には極めて困難だということであった。

5. シンガポールにおける今後の日本に対する働きかけについての関係諸機関の戦略・見通し

(SMC の立場)

SMC は、ハーグ条約事案のみの二国間共同調停の提携取り決めは、事件数が少ないので、収益性が少なく、困難であるが、国際家事全般についてならば提携をしたいと述べた。

(SIMC の立場)

SIMC は、協力関係の否定はしなかったが、商事調停が中心業務であると思われる。

(中央当局の立場)

二国間 ADR ができればいいだろうというもののシンガポールには実績がなく、当面の実務で手いっぱいであり、今後、共同調停を検討するにあたり、相手方として考えていく必要性は少ないと思われた。二国間調停を進めるのであれば、シンガポール側のコンタクトは、FJC 裁判官になると思われる。

6. 我が国が今後あり得べきシンガポールとの二国間共同調停についての分析

(法文化の違い)

二国間共同調停を行うにあたり、まず、両国の間に存在する法文化の違いを認識する必要があると考える。

シンガポールは、二当事者対立構造を正義とするコモン・ローのもとでの家事紛争解決の行き詰まりを打開し、紛争を友好的に解決するため、特に子どもの最善の利益を実現するために、メディエーションを含む様々なADRを導入した。メディエーションは、シンガポールにとっては比較的新しい試みであるが、論理構築をおこない、諸外国の制度から旺盛に学習し、有資格者制度の設立と研修実施により、弁護士調停人、パレンタル・コーディネーター及び子の手続代理人の専門家を養成している。

他方、我が国は、大陸法系の国であり、徹底的な二当事者対立構造よりも裁判所の職権による正義実現や合意による紛争解決を求める伝統が強く、100年も前から裁判所調停が導入され、刑事を除くすべての分野に日本全国同じ手続の裁判所調停制度が存在し、特別の訓練をうけない一般人が裁判所調停委員として参加し、成立した合意がそのまま債務名義として執行力が付与されるという、自発的な合意というよりもむしろ当事者の同意にもとづく裁判に代わる安価で簡便な制度としての裁判所調停が国民に広く定着しており、世界でも例を見ない法的インフラができあがっている。

しかし、そのため、調停委員には、一般人、弁護士ともに、調停人技術は特に不問とされ¹、裁判上の和解手続、民間の仲裁手続、裁判所調停、民間ADR、あつせん、調停（その中でもコンシリエーションとメディエーション）の区別もあまり意識されていないように思われる。

ハーグ条約事案調停は、事案にもよるが、国境を越えて子を連れ去る当事者には深刻なパートナーとの感情的葛藤があるうえ、文化、言語、法制度の違いが関わり、極めて困難な類型の調停であると言われる。そのうえ、ハーグ条約

¹ 専門職である弁護士、不動産鑑定士、医師、建築士などの調停人としての参加はあるが、調停人技術として特殊なもの、資格が求められるわけではない。

上、返還裁判は、監護に関する問題を扱う管轄地を定めるのみのために行われるから、返還か、不返還かのシロかクロかを決定するだけのために二当事者対立構造が用いられており、本来解決しなければならない紛争である子の監護の問題、LBP と PT の間の関係性の問題、生活費・養育費の問題、財産の問題等、全て未解決のまま、シロクロの判断をすることになる。当事者のために ADR において真に紛争を解決しようとするれば、幅広い争点にわたりきめ細かく調停をすることが必要になる。

したがって、民間 ADR によるシンガポールとの二国間共同調停を行う場合、単に共同調停実施合意をすれば自動的にうまく調停が成立するわけではなく、高い合意達成率¹を求めるには、以上のような法文化の違いを前提として、慎重に調停の枠組みが検討されなければならない。現状では、双方の国の調停人に相当な認識の違いがあると思われ、日星間にハーグ条約事案の調停の必要性が発生した場合に、即興の調停をクロスボーダーでうまく実施することは相当困難であると懸念される。検討課題としては、以下の問題があげられる。

(調停の主催者)

ドイツの子奪取事件の調停機関である MiKK の場合の調停モデルは、調停の主催者は、二国関係者、二人のいずれかが当事者の二国言語を理解できること、加えて、男性と女性をそれぞれ選任すること、法律職と心理職の職際的調停人の組み合わせとすることとしている。

心理職が調停人として参加することは、高葛藤なハーグ条約事案では必須であると考えられている。しかし、日本側の心理職の人材は、極めて限られ、シンガポール側の人材についても確認する必要がある。いずれにしろ、どのようなモデルの二国間調停を行うか、協議が必要である。

(メディエーションに必須の枠組み)

ドイツは大陸法系であるが、MiKK モデルは、メディエーション (守秘義務、

¹ 現在、日本の家庭裁判所の合意成立率は 50%程度であるから、せめてそれ以上を求めることになる。

証拠能力の制限)の枠組みを法改正の上採用している。

日本においては、民間型 ADR である以上、裁判所の手続とは一応遮断されているが、調停に出された証拠の裁判における利用を許せば、証拠収集活動のために調停が利用されることもありえ、当事者の自発的合意が困難になる。ADR 法で、証拠制限が導入されていない段階でも、せめて、調停開始契約上、守秘義務、証拠制限合意が必要であると考えられる。日本側調停機関にとっては、理解が困難な問題であるかもしれないが、シンガポール人調停人にとって、これが担保されなければ、二国間調停に応じることは困難になると懸念される問題である。

(調停手法)

より具体的にどのような手法をとるのか¹、二国間調停を円滑に行うためには、二国の調停人が相方調停人の手法についてある程度認識を共有することが必要であるので、日本側調停人が、調停手法について研鑽を積み、シンガポール側と共通の行程表²を有する必要がある。³

(子の参加)

子の参加をどのように考えるのか。子の参加にはいくつか異なる方法がある。直接参加することもありうるし、メディエーターが写真を使ってビジュアル化する方法、空の椅子を示す方法もある。

特に日本のように面会交流の強制執行が困難で、裁判所調停の際に、試行的面会の実施がやりにくい場合、返還事件の解決には ADR において早期面会交流が確実に実施できることが非常に重要になる。心理職が関与して試行的面会を実施することが望ましい

¹ トランスフォーマティブ、ファシリテータータイプ、エヴァリュエータータイプ、ダイレクティブ、ハーグ条約事案は、このすべてを場面に応じて使い分けることになるというのが、MiKK のクリスティーナ・ポール弁護士の見解である。

² MiKK の場合、導入、争点確定、主張と議論、解決、合意書作成の 5 段階に分けている。意外に単純でも、共同調停においては、行程を共有していないと、調停が躓く。

³ 子の発達に応じた心理的理解が必要であるから、心理職の関与がのぞましい。

(言語)

英語によるか、日本語によるか、通訳を使うかが問題になる。シンガポール人調停人で日本語ができる人は皆無であると考えられるので、調停言語は、英語にならざるを得ない。調停人が通訳を兼ねることは、調停の進行をそぐことになるので、通訳は別途必要になる可能性があるが、なかなか調停におけるコミュニケーションのニュアンスまで理解して通訳をする人材が得られないことが問題である。いずれにしても、日本人調停人の語学力の強化は不可欠である。

(機材～ODR)

ハーグ事案において、ODR (On Line Dispute Resolution) に全面的に委ねることができるのは、限られた場合であると思われ、高葛藤の事案においては、子の所在する国で調停を開くことを迫られる場合が多いと考えられる。場合に応じて二国の調停人がビデオ通信のみで合意可能だと認識できる場合は、ODRを積極的に使うこと、進行に応じてODRを積極的に行う場面もありうると思われる。いずれにしろ、二国間で意見交換をする必要がある。

(二国間の情報共有、問題解決のために)

双方の手続の違いについての検証したうえで、調停モデルを作り、手法・行程を共有ないし相互理解するためには、二国の調停人が参加するワークショップが不可欠であると考えられる。そのためには、例えば2、3日間のMiKK研修、CFPの研修を日本またはシンガポールにおいて、両国調停人共同で行うことが望ましい。しかし、その時間的猶予がなければ、現状では、既存の両国のCPF弁護士¹、MiKK認定弁護士であれば共通基盤があるので、そうした弁護士を日星相方調停人として調停を実施することが現実的と言える。

¹ CPF 弁護士は、CPF 実務家として交渉を行うことのほか、調停人として活躍する人も非常に多い。むしろ、研修は調停人としての研修と通ずるものが多い。

おわりに

シンガポールは、グローバル社会の商事紛争解決のハブになろうとして調停用いてきた歴史がある。家事法の分野では調停は導入されて間もないところであるが、積極的に大陸法の知恵、諸外国の調停技法を導入しつつ、毎年、変化進展を遂げている。

日本では、初めに話し合いありきで、100年も前からコンシリエーションが広く受け入れられてきたが、ハーグ条約事案については、裁判所コンシリエーションに対して、民間ADRによる調停が必要とされる状況になってきた。文化的にアジアとして共通する点のあるシンガポールとの二国間共同調停は、民間ADRにコモン・ローの当事者主体の調停技法を取り入れ、二国間モデルを構築するよい機会であると考えられる。特に、ハーグ条約事案においては、裁判所調停の枠組みについて日本人以外の当事者の納得を得ることが難しいこと、今後、アジア諸国がハーグ条約に加盟することが予想されることを考慮すると、日星二国間調停が成功すれば、アジア諸国に率先して二国間調停モデルを広げていくことが可能である。アジア諸国は、日本からの距離が近く、航空券も比較的安く手当てすることが可能であり、欧米と異なり、家族の再統合に関して現実的な内容のADR合意を成立させやすい環境があると言える。日星二国間調停の枠組みについては、検討すべき点は多々あるが、今後、積極的に進めていくことが望ましいと考えられる。

以上